

制度等	区分	対象	内容	問い合わせ先
◎収入が減った世帯支援				
特別定額給付金 ※詐欺に注意	給付	令和2年4月27日時点の住民基本台帳に記載されている人 ・国内に住む日本人 ・3か月を超える在留資格などをもち住民票を届け出ている外国人	・全国一人あたり10万円の一律給付 *生活保護世帯等にも給付 *DV避難者に配慮 ・盛岡市から各世帯に申請書を郵送→郵送かオンラインで申請→世帯分まとめて振り込み	◆盛岡市特別定額給付金給付事業等 実施本部事務局 019-603-8026
住居確保給付金(拡充)	給付	休業や失業などで収入が減り、家賃支払いが困難な世帯	・毎月家賃の補助 ・家賃額上限は、1人世帯31,000円、2人世帯37,000円、3~5人世帯40,000円、6人世帯43,000円、7人以上の世帯48,000円 ・原則3か月間、最長で9か月間 *収入と資産の条件あり	◆盛岡市くらしの相談支援室 019-626-1215
子育て世帯への臨時特別給付金(手続き不要)	給付	児童手当を受給している世帯	・児童一人当たり、臨時に1万円を給付(手続き不要)	◆盛岡市特別定額給付金給付事業等 実施本部事務局 019-603-8026
緊急小口資金 特例貸付	貸付	休業等により収入が減った世帯	・無利子、無保証人で最大10万円まで ・学校休業、個人事業主は最大20万円 ・据置1年以内、償還期限2年以内	◆盛岡市社会福祉協議会 019-651-1000
総合支援資金 特例貸付	貸付	失業等により生活の立て直しが必要な世帯	・無利子、無保証人 ・(単身世帯)月15万円以内 (複数世帯)月20万円以内 ・3月以内・据置1年以内、償還期限10年以内	◆盛岡市社会福祉協議会 019-651-1000
【盛岡市独自制度】 勤労者生活援助資金	補助	収入が減少した生活困窮世帯	・実質無利子、無保証人で最大50万円 ・東北労働金庫による代理貸制度 ・金利、保証料相当分について市が負担	◆盛岡市経済企画課 019-613-8298
休業手当	給付	会社都合による休業	・会社都合による休業の場合、会社は平均賃金の60/100以上の手当を従業員に支給 ・都道府県知事が行う就業制限は対象外	◆会社の総務に相談
傷病手当金	給付	健康保険被保険者が新型コロナに感染し仕事を休んだ場合	・標準報酬月額額の2/3相当額を日割で支給 ・最長1年6か月	◆会社の総務に相談 ◆加入の健保団体
【盛岡市独自制度】 傷病手当金	給付	国民健康保険加入者が新型コロナに感染し仕事を休んだ場合	・支給額については検討中。 ・最長1年6か月	◆盛岡市健康保険課給付係(国保) 019-613-8436
労災休業補償	給付	労災保険加入者が新型コロナウイルスに感染し、仕事を休んだ場合	・平均賃金の8割を補償	◆会社の総務に相談
失業給付	給付	解雇や雇止めになった労働者	・失業になった場合給付 ・自己都合退職の場合、退職後3か月経過後から	◆ハローワーク盛岡 019-651-8811
未払賃金立替払制度	給付	会社が倒産し、賃金や退職金が未払い	・賃金と退職金の80%(上限あり)	◆労働者健康安全機構の未払賃金立替払相談コーナー 044-431-8663
アパート建設・住宅ローン等の返済猶予、条件変更	猶予 条件変更		・金融庁が各金融機関に対し、条件変更等の対応要請中	◆取引金融機関へ
税金(国税・地方税)の納付猶予	猶予		・納付猶予、分割納付(担保不要) ・原則1年(延滞税軽減あり)	◆盛岡税務署 019-622-6141 ◆盛岡市納税課 (徴税北班)019-613-8462 (徴税南班)019-613-8463
固定資産税・都市計画税の軽減	軽減		・令和3年度の固定資産税・都市計画税を減免 ・減収率30%以上50%未満→半額免除 ・減収率50%以上→全額免除	◆中企庁事業環境部財務課 03-3501-5803
国保・介護保険料・国民年金の納付猶予、減免	猶予 減免		・一定期間の納付猶予が認められる場合がある	◆盛岡市健康保険課 019-613-8437 ◆盛岡市医療助成年金課(国民年金) 019-626-7529
公共料金支払いの猶予	猶予	全世帯	・電気、ガスは1か月猶予可能 ・水道、下水道(盛岡市)6月末まで猶予	◆東北電力 0120-175-466 ◆盛岡市上下水道局 019-623-1411
電話料金支払いの猶予	猶予	全世帯	・電話(通信大手3社)5月末まで猶予	◆DOCOMO 0800-333-0500 ◆KDDI(au) 157 ◆SoftBank 0800-170-4535
生活保護制度	給付	失業などにより収入が無くなり、蓄えもなくなり、生活が困窮している世帯	・世帯人数と困窮の程度に応じて最低生活費が支給される	◆盛岡市生活福祉第二課 019-626-7510
◎学生支援				
給付型奨学金	給付	世帯収入が少ない学生 家計の急変により支援の必要がある学生 すでに在学中の学生	・詳細は後日公表 ・国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書が必要	◆日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301
貸与型奨学金	貸与		・条件によって無利子、有利子などがある	
高等教育修学支援新制度	減免 給付		・授業料の減免(年間上限約70万円) ・入学金の減免(上限約28万円) ・給付型奨学金(月額最大75,800円)	
【岩手大学】 奨学金・授業料免除	相談			◆岩手大学 学生支援課奨学グループ 019-621-6506

制度等	区分	対象	内容	問い合わせ先
◎事業主（個人・フリーランス含む）支援				
雇用調整助成金（4月25日に厚労省が発表した拡充策の詳細は5月上旬に発表） 【盛岡市が独自の助成金】	助成	コロナの影響で事業活動の縮小を余儀なくされたが、労働者を解雇せず、賃金の6割以上の休業手当を出した事業者	・休業手当分の9/10を助成（中小事業者） ・一人1日、日額8330円を上限に助成 ・年間100日まで ・雇用保険に入れていなかった労働者も対象 ・事業主負担分1/10を盛岡市の独自制度により助成	◆相談コールセンター 0120-60-3999 ◆盛岡市経済企画課（独自助成） 019-613-8298
学校等休業助成金・支援金	助成	臨時休校等で、仕事を休まざるを得なくなった保護者	・雇用されている人：年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得した場合、一人1日、日額8330円を上限に事業者に助成 ・個人事業主：フリーランスで働く保護者には、一定の条件を満たした場合、日額4100円の支援金 ・6月末まで	◆学校等休業助成金・支援金相談 コールセンター 0120-60-3999
持続化給付金（仮称）	給付	フリーランスを含む個人事業主など 売上が半減した事業所	・フリーランスを含む個人事業主、上限は100万円 ・法人の中小企業や小規模事業者、上限は200万円	◆中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183
中小事業者家賃補助金 【盛岡市の独自制度】	補助	収入が50%以上減少した中小事業者	・収入が50%以上減少した中小事業者に対して、家賃の2分の1相当額（上限10万円）を最大3か月分補助	◆盛岡市経済企画課 019-613-8298
事業に係る不動産賃貸料の支払猶予	猶予		・国交省が不動産賃貸関連業界団体に対し、支払猶予対応要請中 ・所有者、管理会社との合意が前提	◆各不動産事業者へ
事業資金融資	融資	売上5%以上減少した個人事業主（フリーランス含む）	・無利子、低金利融資（政府系金融機関） ・国民生活事業：6000万円 ・中小企業事業：3億円 ・要件が合えば、当初3年間金利ゼロ、無担保	◆日本政策金融公庫 平日：0120-154-505 土日祝日： 国民生活事業：0120-112476 中小企業事業：0120-327790
民間金融機関による信用保証付き融資	保証	セーフティネット保証・危機関連保証の適用	・セーフティネット保証：2.8億円 ・危機関連保証：2.8億円 →合計：5.6億円 ・上記の適用を受けた事業者は要件を満たせば3000万円まで保証料ゼロ、3年間金利ゼロで融資を受けられる	◆岩手県信用保証協会（保証関係） 019-654-1500 ◆盛岡市ものづくり推進課 019-626-7538
マル経資金	融資	小規模事業者	・日本公庫国民事業：限度1000万円 ・売上5%減少等の要件が合えば3年間金利0.9%引き下げ	◆盛岡商工会議所 019-624-5880
◎法律相談				
新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル	相談		・日弁連の受付専用窓口に繋がり、数日以内の折り返しの電話によって法律相談を行う	◆0570-073-567 平日12時～14時
ひまわりほっとダイヤル	相談	中小企業	・休業補償、資金繰りなどの相談 ・初回30分無料	◆0570-001-240 平日10時～12時・13時～16時
日本司法書士会連合会生活困りごと相談	相談	収入減などによる生活困窮者、事業者	・電話のほか、WEB面談もあり	◆0120-315-199 平日11時～17時
◎消費者トラブル				
消費者ホットライン	相談		新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブル窓口	◆188
◎労働相談				
特別労働相談窓口	相談		・岩手労働局：雇い止め、職場・労働問題のトラブル、コロナによる小学校休業等対応助成金・支援金、雇用調整助成金等の相談 ・労働基準監督署：労務管理、賃金、労災、解雇、労働問題の相談 ・ハローワーク：事業所の休業助成金の相談 ・新卒者応援ハローワーク：内定取り消し、入職時期の繰下げ等の相談 ・連合岩手及びいわて労連：解雇、雇い止め、内定取り消し、賃金未払、休業補償等の相談	◆岩手労働局 0120-980-783 ◆労働基準監督署 019-604-2530 ◆ハローワーク盛岡 019-651-8811 ◆盛岡新卒者応援ハローワーク 019-653-8609 ◆連合岩手 0120-154-052 ◆いわて労連 0120-378-060
◎家庭相談				
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	貸付	子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事務所等の休業等により、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する方	・母子家庭や父子家庭、寡婦家庭の生活の安定と経済的な援助のために、各種の資金を無利子または低利子で貸し付ける制度	◆盛岡市子ども青少年課 019-613-8354
配偶者暴力相談	相談	DV被害等の相談のある方	・自宅で過ごす時間が増えることによる家庭での悩みの相談 ・DVIについて、緊急時は迷わず警察へ	◆盛岡市子ども青少年課 019-613-8654 ◆岩手県警察本部ストーカー・配偶者暴力対策係 019-653-0110

最新の情報は下記ウェブサイトをご覧ください。（下記タイトルで検索してください）

◎厚労省 生活を支えるための支援のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

◎厚労省 新型コロナウイルスに関するQ&A(労働者の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

◎厚労省 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html